

令和3年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方【デイサービスセンターけやき荘】

令和3年4月1日より適用

(通所介護)

費用の目安 1日あたり(6時間~7時間)の金額(自己負担金)							
介護度	①自己負担金	②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	⑤通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分	⑥食費(おやつ代込み)	計①+②+③+④+⑤+⑥
要介護1	581円	18円	35円	7円	1円	500円	1142円
要介護2	686円	18円	42円	8円	1円	500円	1255円
要介護3	792円	18円	48円	10円	1円	500円	1369円
要介護4	897円	18円	54円	11円	1円	500円	1481円
要介護5	1003円	18円	60円	12円	1円	500円	1594円

※上記の料金は、自己負担分の料金です。

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスを提供します。	18円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の59に相当する単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の12に相当する単位数)
ADL維持等加算(Ⅰ)	利用者のADLを良好に維持・改善する為に、より自立支援等に効果的な取組を行います。	30円/月 ※ADL維持等加算(Ⅱ)との併算定不可 ※評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上である事
ADL維持等加算(Ⅱ)	利用者のADLを良好に維持・改善する為に、より自立支援等に効果的な取組を行います。	60円/月 ※ADL維持等加算(Ⅰ)との併算定不可 ※評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である事
科学的介護推進体制加算	利用者の情報(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症)を厚生労働省に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方などを検証してケアプランに反映し、ケアの質の向上を図ります。	40円/月
通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として上乗せされます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の1に相当する単位数)

◇上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
入浴加算(Ⅰ)	利用時に本人の状況に合わせた入浴を実施します。	40円/日 ※入浴加算(Ⅱ)との併算定不可
入浴加算(Ⅱ)	個別の入浴計画を作成し、利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行います。	55円/日 ※入浴加算(Ⅰ)との併算定不可

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行います。	56円/日 ※個別機能訓練加算（Ⅰ）ロとの併算定不可
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用します。	20円/月 ※機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合に算定可
送迎減算	ご家族で送迎された場合減算します。	47円/片道 減算

◇現在算定していない加算

中重度者ケア体制加算	中重度者の方に十分な介護を受けて頂ける事が出来る職員体制を整えます。	45円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を2名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行います。	85円/日 ※個別機能訓練加算（Ⅰ）イとの併算定不可
認知症加算	認知症介護に関する研修等を修了した者を1名以上配置し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った介護を行います。	60円/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	外部の理学療法士等や医師から助言を受け、機能訓練指導員等がアセスメントや計画の作成を行います。	100円/月 ※個別機能訓練加算算定した初月のみ算定 ※3月に1回を限度 ※生活機能向上連携加算（Ⅱ）との併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部の理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員と共同してアセスメントや計画の作成を行います。	200円/月 ※個別機能訓練加算を算定時は100円/月 ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可
若年性認知症利用者受入加算	若年性（65歳未満）認知症利用者やその家族に対する支援を行います。	60円/日
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を利用者・家族へ説明します。また、当該情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用します。	50円/月 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定不可
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置して、栄養状態に問題がある方に、栄養状態の改善の為、計画に基づき指導・相談等の個別的な栄養管理を行います。また、サービス提供に当たって、必要に応じて居宅を訪問します。	200円/回 ※月に2回まで ※原則3ヵ月まで
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	20円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	5円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定出来ない場合のみ算定可能
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能に問題がある方に、口腔機能の向上の為、計画に基づき個別的に口腔清掃の指導・実施、又は摂食・嚥下機能訓練の指導・実施等を行います。	150円/回 ※月に2回まで 原則3ヵ月以内 ※口腔機能向上加算（Ⅱ）との併算定不可
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用します。	160円/回 ※月に2回まで 原則3ヵ月以内 ※口腔機能向上加算（Ⅰ）との併算定不可

◇キャンセル料

発生要件	費用負担
利用予定日の前日18時以降、及び当日に欠席の申し出があった場合。 (台風や大雪等の非常災害時は除く。)	300円/回

令和3年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方【デイサービスセンターけやき荘】

令和3年4月1日より適用

(予防通所介護)

費用の目安 (自己負担金)									各種加算 (該当者のみ)
介護度	①自己負担金 (日額)	①自己負担 (5日以上) (月額)	①自己負担 (9日以上) (月額)	②サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (月額)	③介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (月額)	④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (月額)	⑤通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分 (月額)	⑥食費(おやつ代込み) (日額)	⑦運動器機能向上加算 (月額)
要支援1	384円	1,672円		72円	116円	24円	2円	500円	225円
要支援2	395円		3,428円	144円	224円	46円	3円	500円	225円

※ ③、④に関して要支援1は5日間以上、要支援2は9日間以上利用され、運動器機能向上加算を算定した時の月額を表記。

※ ⑤に関して要支援1は5日間以上、要支援2は9日間以上利用された時の月額を表記。

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスを提供します。	要支援1 72円/月 要支援2 144円/月
科学的介護推進体制加算	利用者の情報(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症)を厚生労働省に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方などを検証してケアプランに反映し、ケアの質の向上を図ります。	要支援1 40円/月 要支援2 40円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の59に相当する単位数)

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の12に相当する単位数）
通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として上乗せされます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の1に相当する単位数）

◇上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。※以下要支援1、要支援2とも同単位

加算名	目的	費用負担
運動機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に機能訓練の計画を立案した上で、機能訓練を実施します。	225円/月

◇現在算定していない加算 ※以下要支援1、要支援2とも同単位

加算名	目的	費用負担
生活機能グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として、共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行います。	100円/月
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置して、栄養状態に問題がある方に、栄養状態の改善の為に、計画に基づき指導・相談等の個別的な栄養管理を行います。	200円/月
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能に問題がある方に、口腔機能の向上の為に、計画に基づき個別的に口腔清掃の指導・実施、又は摂食・嚥下機能訓練の指導・実施等を行います。	150円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用します。	160円/回 ※月に2回まで 原則3ヵ月以内 ※口腔機能向上加算（Ⅰ）との併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	外部の理学療法士等や医師から助言を受け、機能訓練指導員等がアセスメントや計画の作成を行います。	100円/月 ※個別機能訓練加算算定した初月のみ算定 ※3月に1回を限度 ※生活機能向上連携加算（Ⅱ）との併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部の理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員と共同してアセスメントや計画の作成を行います。	200円/月 ※個別機能訓練加算を算定時は100円/月 ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を利用者・家族へ説明します。また、当該情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用します。	50円/月 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定不可
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	20円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供します。	5円/回 ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定出来ない場合のみ算定可能
若年性認知症利用者受入加算	若年性（65歳未満）認知症利用者やその家族に対する支援を行います。	240円/月

◇キャンセル料

発生要件	費用負担
利用予定日の前日18時以降、及び当日に欠席の申し出があった場合。（台風や大雪等の非常災害時は除く。）	300円/回